

# 令和8年度 ちよつときてえな講座 申込みについて

この講座は、市民の皆様から「〇〇の学習をしたいので、ちよつときてえな」というご要望に応じて、様々な専門知識や特技等をお持ちの市民の方、企業の方、又は市職員が講師として地域に出向いて学習する機会を提供するものです。

## 申込みの流れ

### 1. 申込み（申込票の提出）

メニュー表から講座を選んでください。講座は講師によって下記の3部に分かれています。

①	市民の部 P 3～P 6	市民ボランティア講師による講座です。
②	行政の部 P 7～P 14	主に市職員が講師として出向きます。 (講座によっては、市民の方が講師をされる場合があります。)
③	企業・公共機関の部 P 15～P 19	県内の企業、公共機関、NPO法人等から派遣された講師による講座です。

実施日の**1か月前までに**(講座によっては**数か月前までに**)申込票を教育委員会生涯学習課へ提出してください。(郵送、ファクス可。申込票は市ホームページからダウンロードもできます。)

### 2. 日時調整・準備物などのご確認



① ③	市民の部 企業・公共機関の部	申込者から講師に直接連絡してください。(講師の電話番号は生涯学習課から申込者にお伝えします。) 当事者間で日時の調整や準備物などのご確認をお願いします。
②	行政の部	生涯学習課から担当課へ連絡します。講座決定後に申込者に「決定通知書」を送付します。受講前に担当課と打合せをお願いします。

※「決定通知書」は「②行政の部」についてのみ申込者に送付します。「①市民の部」、「③企業・公共機関の部」については、送付しません。

### 3. 受講・アンケートのお願い



講師が会場に出向き、講座を行います。講座の終了後、簡単なアンケート用紙を送付しますので、ご記入の上、生涯学習課まで返信用封筒にてご返送ください。いただいた意見は、今後の講座の参考にさせていただきます。

申込みの前に必ず

「申込みの流れ」と「注意事項」をご確認ください。

よろしくお願いします。



## 注 意 事 項

### 利 用 で き る 人

市内に在住する10人以上で構成された団体、グループ又はサークルなどになります。事業者は、この講座をご利用いただけません。(この講座は、地域での仲間づくりや学習する機会を提供するために地域に講師を派遣しています。事業所の研修などに講師を派遣する講座ではありません。)

### 会 場

会場は市内に限ります。会場の手配や準備などにつきましては主催者側でお願いします。講座によっては会場に制限があるため、講師にご確認をお願いします。

### 開 催 日 時 ・ 講 座 時 間

開催可能な日時や講座の時間は講師によって異なりますので、申込みの際にご確認をお願いします。業務や講師の都合により、希望日時の変更をお願いすることがあります。

### 費 用

講師への謝礼は無料です。ただし、材料費や資料代などの実費が必要となる場合がありますので、講師にご確認をお願いします。

### そ の 他

- ◆1つの講座について、年に1回のみ受講になります。1つの団体が同じ講座を年に2回以上受講することはできません。
- ◆1日に受講できるのは1講座までです。
- ◆「行政の部」は、市政についての学習、暮らしに役立つ情報提供のために職員等を派遣するものです。苦情やご要望などはお受けできかねますのでご了承ください。
- ◆次の場合は講座のご利用をお断りする場合があります。
  - ・公の秩序を乱し、または善良な風俗を阻害するおそれのあるとき。
  - ・政治、宗教、または営利を目的とした催しなどを行うおそれのあるとき。
  - ・出前講座の目的に反していると認められたとき。